

令和6年9月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年9月総会

萩市農業委員会総会議事録

9月19日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第52号 現況確認書の送付について

○出席委員(17名)

1番 金子哲也	2番 鈴川肇
3番 中野恵子	4番 岩本裕子
5番 長富繁美	欠席 草野隆司
7番 大田忠男	8番 中村博
9番 矢次利典	10番 原川久美子
11番 品川民雄	12番 大石博則
13番 横山喜一郎	14番 原田知美
欠席 藤田芳昭	16番 守永正範
17番 三村浩一	18番 松田由美子
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

7番 大田忠男	8番 中村博
---------	--------

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年9月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7 番 大田委員、8 番 中村委員に
お願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第50号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委
員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.3kmに位置し、●●●の南側、
赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は780㎡
です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は850㎡です。権利
の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんが、平成26年に宅地物
件とともに譲渡人の●●●さんから取得する予定でしたが、農地取
得の下限面積の関係で当時は取得に至らず、昨年の農地法改正に伴
う農地取得の下限面積の撤廃により、改めて当該農地を取得するこ
ととして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は20年、
農業従事日数は150日、娘さんが農業経験年数10年、農業従事
日数50日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが露
地野菜等の栽培を行われるご予定です。だいぶん荒れておりますが、
草刈りをされて耕作されると聞いております。

農機具の保有状況ですが、草刈機やトラクターをお持ちですが、

今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきまして、9月3日に、事務局2名と●●●委員さん、●●●推進委員さんと、譲受人の●●●さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。先ほど説明にもあったように、平成26年に宅地物件を購入される際に、隣接の農地も買いたかったけれどその当時は買えなかったということで、法改正があって買えるようになったため、今回申請が出されたものです。現地は、写真のとおり相当荒れておりましたけれども、海に近く風が強くて、周辺を全部木で囲ってありました。竹も侵入しかけている状況です。すぐにでも農地になるように自分たちで努力したいとおっしゃっておられました。家庭菜園をするということでございますので、はやく農地に再生していただけたらいいと思います。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員。

第 1 番 ●●●さんと●●●さんの関係はどういう関係ですか。権利の種類が贈与になっていますから、そのところを教えてください。

事 務 局 かねて住宅物件と土地の部分を、●●●さんが取得されておられたもので、家付きで宅地メインの売買であって、農地は付随していたのですが、登記上、当時は下限面積の3反を●●●さんがお持ちでなかったもので、登記はつかなかったというのが当時の現況です。昨年度、法改正に伴いまして登記の所有権移転ができることになったのですが、農地部分について、かねてから金額は含まないということだったので、

贈与という扱いになっております。元々の宅地と農地について、売買があったのですが、宅地部分は売買の金額が生じておった、農地部分につきましては、無償であったという流れでございます。

議 長 ●●●さんよろしいですか。

第 1 番 そういうことなら、しょうがないですね。

議 長 そういう約束があったということですね。
それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の、第2項から第5項は譲受人が同一のため、同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項から第5項までは譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月11日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約150mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか6筆で、地目は登記・現況ともに田、面積の合計は、9,361㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は、第2項が●●●の●●●さん、第3項が●●●の●●●さん、第4項が共有名義で3名おられ、●●●の●●●さん、同じく●●●の●●●さん、●●●の●●●さん、第5項が●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、第2項から5項までの各項の譲渡人の皆様方は、高齢で農業後継者もおらず、農地も休耕状態となっており、不

動産業を行っている譲渡人へ売買による譲渡の打診を行っておられました。

譲受人の●●●さんは、不動産業として新たな開発の予定はないものの、個人として新たに農業分野への進出も検討し、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。作業には2～3名の臨時雇用を行い、農業従事日数は延べ150日の予定です。また、●●●からも定植から収穫まで一連の作業の技術指導をいただくとのことです。

営農計画ですが、申請地において柚子の栽培を行われ、収量が確保できるまでは自家消費が中心となりますが収量が安定すれば●●●へ出荷するご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機、シャベル等の導入のほか、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして、4件まとめてですが、9月11日に、●●●推進委員、事務局2名、それと譲受人の●●●さんと私で現地確認をいたしました。この地区ですが、●●●の水路一号水路の末端にあたる水田地帯ということになります。それと左手に●●●があります。大きい都市であれば、駅の真裏ということで、再開発で将来有望な土地であろうかと思いますが、残念ながら●●●の現状ではご覧のように荒れ果てた農地という状況になっています。また今のところ将来、再開発のめどもないということで、今見てもらうように、セイタカアワダチソウが群集しておるといような地区で、ほかに農地としての手立てもなく、●●●さんは●●●の息子さんということですが、このままおいても荒れる一方ですので、この地域が少しでも開発できれば、今よりはよいのではないかと思います。いずれにしても他に迷惑をかけることはないと思いますので、特に問題ない

と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
 この場所は、排水は良いのですか。

第 1 番 当日、指摘したのですが、柚子を植えるにあたっては排水がかなり悪いので、平たんというより、植えるところだけでも高くして植えないと、排水の問題で、植栽したはいいが後で育たないということが懸念されますので、伝えております。

議 長 なかなか難しいところですね。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項から第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項から第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の、第6項と第7項も譲受人が同一のため、同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 第6項及び第7項は譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約400mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●番及び●●●番で、地目は登記・現況ともに畑、面積は、●●●番が526㎡、●●●番が313㎡です。譲受人は

●●●の●●●さんで、耕作面積は8, 4 5 7 m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。

●●●番の農地の譲渡人は●●●の●●●さんです。そして、●●●番の農地の譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、親からの相続により農地を取得しましたが、住所こそ萩市へ置いてありますが、会社員で県外に勤務しており、農業従事が困難であることから隣接農地を所有される●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。

また、第6項の譲渡人の●●●さんは、高齢で体調を崩され、農業従事が困難であることから隣接農地を所有される●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、自身が耕作する農地にそれぞれ隣接する農地であり、一体的な管理が可能であることから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年。ご主人が年齢●●●歳で農業経験年数は同じく40年。農業従事日数はご夫婦ともに250日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜や柑橘類の栽培を行われ、収量が安定すれば●●●へ出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機など、営農に必要な作業機械を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 この件につきまして、9月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局、私とで現地確認をいたしました。所有者の●●●さん、●●●さんどちらも高齢で後継者もおられず、農地の管理が大変困難であるということです。一方、譲受人の有田さんは申請地の畑のとなりに住居があり、ご夫婦ともに元気で、農機具もそろっ

ており、稲作、野菜等の生産性に問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項、第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第8項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第8項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月10日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約3.2mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は49㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業従事が困難であることから実家の住宅物件とともに当該農地を譲受人の●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、萩のご出身で、現在は●●●にお住まいですが、早期退職後に萩へ移住するため、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農作業従事日数は100日の予定です。叔父と叔母が●●●にお住まいで、●●●さんが萩へ移住されるまでの間、取得する住宅

と当該農地を管理されます。叔父の年齢が●●●歳で農業経験年数は5年。農業従事日数は80日、叔母が●●●歳で農作業従事日数は40日です。

営農計画ですが、面積も小さいため、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜や果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や防除機、鋤や鍬を保有されており、農地管理に必要な作業機械を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第7番 それではご説明いたします。去る9月10日に、私、●●●と、●●●推進委員、事務局2名、なおかつ●●●会長さんに出向いていただきました。現地の方は、義理の叔父さんが、●●●におられるということで、草刈り程度の作業をされているところです。隣接する宅地を含めて購入ということで一体的な利用ということでございます。耕作するというよりは現状のまを維持するというかたちになろうかと思えます。隣接にも農地はございませんので、なんら問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第9項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第9項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.6kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記が田で現況が畑、面積は31㎡です。

譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は280㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、空き家バンク制度を通じた案件になりますが、当該農地の課税地目が雑種地であったため、所有者の●●●さんが5月総会の3条許可の所有権移転申請の際に当該農地の記載を失念しておられたため、改めて、移住者である譲受人の●●●さんへ売買による譲渡を行うこととして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、現状の農地は、5月総会の際に承認・許可をした農地と隣接し、一体化している状況にあります。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、6月に●●●から移住されたばかりで農業経験年数はございません。農業従事日数は200日の予定です。奥様が、年齢●●●歳で同じく農業経験はございません。農作業従事日数は100日の予定となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地においてキウイ等の果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機を保有されており、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 6 番 この件につきまして、9月4日に、事務局1名、●●●委員、●●●推進委員と私、購入者の●●●さんとで現地確認をいたしました。内容については、今事務局が説明したとおりです。この案件については5月に3条申請で抜けていたもので、再度申請されたものです。何も言うことはございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第9項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第10項の説明をお願いします。

事 務 局 議案説明に入る前に、資料の訂正がございますので申し上げます。該当箇所は、議案書3ページ、対象農地一覧表の一番下、●●●番●●●の面積ですが、資料の記載には302㎡とありますが、202㎡の誤りです。これに伴い、合計面積も10,398㎡となります。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る9月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約3.2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか13筆で、地目は登記・現況が田の筆が10筆あり、田の合計面積が8,866㎡、登記、現況が畑の筆が4筆

あり、畑の合計面積が1,523㎡、全体の農地面積が10,389㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは相続により当該農地を取得しましたが、県外在住で農業後継者もないことから、民間不動産業者の空き家バンク登録をされており、このたび譲受人へ売買により空き家とともに農地を譲渡することとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、農業経験年数は4年で農業従事日数は150日です。なお、農地とともに取得される住宅の老朽化が著しいことから、ご本人が建築業に従事されていることもあり、自宅を自ら改装した後に正式に移住されとのことで、その間の農地管理にあたっては地元農業法人へ農作業受委託契約により管理を依頼される予定です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において水田については水稻を、畑については、果樹や露地野菜等の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、作業機械がないため、草刈機など、今後、営農に必要な作業機械を導入される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、9月4日に、事務局1名、●●●委員、●●●推進委員と私、購入者の●●●さんと現地確認をいたしました。購入者の●●●さんは、当日●●●からこられました。内容については事務局の説明のとおりです。●●●さんは●●●で農業がしたいということで、●●●がいいということは、非常にありがたいことです。ただ、田がたくさんありまして、今は農業法人に預けておられます。家を見てもらったらわかりますが、これで住めるのかなあというような家なのですが、本人に聞いたら建築関係をされてい

るということで、自分で改装されるようです。当日、●●●の方からこられるような元気のいい方で、農業がやりたいという意気込みがすごくありますので、期待しております。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。どうぞ。

第 8 番 空き家バンクで買われたということですが、2年間は自分で農地の耕作をしないといけないと思いますが、私の地区にも春に、転入して来られた方がおられるのですが、まだ住民票を移されてないんです。私も一度会ったのですが、のりくらりで本当にこられるのかというような現状です。無責任だと思います。非常に心配しておるところです。情報として報告いたしました。

事 務 局 ありがとうございます。

当該申請者の●●●さんは、先ほども●●●委員が言われましたが、家の方はとても住める状況ではないので、まずこの家を改修してからになるので、その間は農業法人さんに、作業委託したいということで、話しはしております。当面、農業法人さんが、管理をなされるかたちにはなるんでしょうけど、ご本人も法人さんの作業を手伝いながらやりたい思いは示されておられました。どこまで法人さんに入られるかというのがありますが、また、●●●委員さんが言われますように、先般だって、●●●に入られた方ですが、前の仕事の都合で、きりが悪くていったん●●●に戻られたという話を聞いております。言われますように移住の方がスムーズにいてない方も中にはおられます。ひとつ前の●●●さんも移住者であります。来られている方が多数ですが、一部そういう方もいらっしゃると思いますので、農業委員会でも、状況を確認しながら、移住が進んでないところは、移住部局とも連携をとりながら、確認をしてチェックしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 人が入ってこられてやってもらえるのは非常にありがたいことですが、一番心配するのは、農業の場合には、うちは●●●地区ですが、よそから●●●に来て、農業を始めるといっても、個人でやる面はありますが、地域の受け入れがないとなかなかできません。た

例えば水稻でいいますと、水路の管理、あるいは農道の草刈り等、共同作業に参加し、やっていただく。やはり地域のそういうことにしっかりなじんでいただいて、どっぷりつかっていかなと、難しいと思います。そういうところで担当の農業委員さんもアドバイスをしていただいて、地域、地元になじんで、自分の思いがかなえられるように協力をよろしくお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第10項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第1項について説明いたします。議案は5ページです。
9月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南に800mの市道沿いに位置する第一種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に孤立している小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は59㎡です。

申請地と宅地の一体利用地を含めた合計面積は373.18㎡です

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんの法定代理人である、●●●成年後見人の●●●さんです。

場所は、●●●から市道●●●線を●●●方面へ100m行ったところにある農地になります。

(写真の説明 4枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、●●●にお住まいですが、萩市に移住を検討していたところ希望する物件が見つかったため購入されましたが、駐車場が無いため申請地を譲り受け、敷地拡張して駐車場1台分を整備するものです。

所有者の●●●さんは県外に居住しており、萩市に帰ることも無いため、萩市移住定住情報ポータルサイト「はぎポルト」に申し込みをしていたところ、申し込みがあったため、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、水路、宅地、雑種地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、既存宅地の敷地拡張として青空駐車場1台分を整備される計画です。

敷地拡張後の建ぺい率は33.9%であり、一般住宅の建ぺい率基準の22%以上の要件を満たしており適当です。

用排水計画ですが、雨水のみで自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、9月6日、●●●地区の農地パトロールがありました。その前に現地の確認ということで、●●●会長さん、事務局2名、●●●推進委員さんと行政書士の●●●さんの6名で

現地を確認いたしました。事務局より説明がありましたので、特に付け加えることはないのですが、空き家についております農地、畑を車一台分青空駐車場にしたいということで、申請されました。譲受人の●●●さんは現在●●●に住んでおられますが、以前から萩市に移住を考えておられたところ、希望する物件があったということで、決められました。このあたりは、農地もなく静かな住宅街で、学校もあり、病院も近くにあるので、そういう面では便利なところじゃないかと思います。ほかに農地もないので、特に問題ないものと思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします

9月5日、●●●職務代理、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北に2.2kmの市道沿いに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は荒廃、面積は1,055㎡です。

転用者は●●●の、●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いの農地です。こちらが圃場整備田になります。ずっと進んでいくと、●●●の池に出ます。

(写真の説明 3枚)

転用目的は、●●●で林業をされている●●●さんが、申請地付近の山林で立木の伐採搬出を行うにあたり、木材の搬出道48㎡及び木材集積場1,007㎡として利用するものです。

他の候補地を検討されましたが、申請地が最適と判断され所有者である●●●さんに相談され許可が得られたもので、原状回復期間を含め令和7年3月31日までの一時転用です。

なお、申請地は無償貸付け（使用貸借）となっています。

また、事業完了後は、凹凸の修復、表土の現状復旧する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、市道、山林、原野に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地の中央付近に搬出道を設け、両側を木材集積場として利用される計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で西側市道内の道路側溝に流れ、汚水は発生しないことから適当と思われます。

被害防除計画ですが、表土を剥ぎ整地するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としましては、農用地区域内農地の一時転用であるため、市農政課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書が提出されており適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、9月5日、事務局、3名の委員さんととも

に現地確認をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりです。木材の搬出、集積場所に使われるということですが、現状回復するということですが、今の状況よりさらに良くなって、かえっていいんじゃないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

第 7 番 原状回復というのは、どこまで現状回復されるのですか。田に戻すのですか。

事 務 局 田に戻すというより、木を切って、表土がありますので、表土をはぎ取って、転用して終わった後に、表土を戻して凹凸をなくすところの原状回復と聞いております。田んぼには戻らないと思いますけれども、普通の一時転用で、以前に●●●で、●●●がやったようなかたちで、一時転用、同じように道路を作って工事をして元に戻す、それは現状が田んぼでしたが、これは農地というよりは原野で、山林原野で非農地証明した方が良いような土地なので、どこまで戻るかわからないですが、●●●さんとしては、現在の草と木をきれいにのけて、とりあえずは表土を剥いで、転用として利用してその後、表土をもとに戻すと、そこまでを現状回復と申請されております。以上です。

第 7 番 それでいい訳ですね。

議 長 ●●●に聞いた話ですが、県外から業者が入って、伐採をしているということ。そしてそのあとはほったらがしでまた新たな山に逃げるといように、このままでは、山が荒れてやれんということを知りました。実際に歩いてみますと、山の木を切った裏木があちこちに山積みになされていて、道路を付けたんだらうという私道があります。これが同じ業者かわかりませんが、そういう業者がかなりこの地区にも入っているようです。ですから、今後始末についても、指導すると言いましょうか、田には戻らないでしょうが、気を付けてもらって、地元委員さんが目を光らしてください。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案)

議 長 議案第52号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第52号の第1項について説明いたします。議案は7
ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月20日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に170mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は338㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で市営住宅の●●●の裏で、自宅の前には●●●があった所で、宅地に囲まれた農地です。

申立てによると、申請地は、昭和55年から現在に至るまで居住用の住宅を建築しており、農地としての現況をとどめていないとのこと。

本調査によると、申請地は、隣接地●●●番と併用して、木造瓦葺2階建の居宅が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案52号の報告は終わり

ます。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前10時23分 閉会